

令和5年度射水市障がい者差別解消支援地域協議会 議事録

日時 令和5年9月28日(水)

午前11時10分～午前11時40分

場所 射水市役所本庁舎3階会議室302

1 議題

障がい者差別解消及び障害理解促進に向けた取組について 資料 1

2 質疑応答内容

委員：資料1で、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあるとの説明があった。平成30年と比べ、229人(48%)の増で、1級が22人(56%)の増、2級が125人(37%)の増、3級が115人(112%)となっているが、何か事情があるのか。

事務局：近年は、自立支援医療制度の申請件数が年々増えており、このことが、精神の手帳申請の増加に繋がっていると考えている。

委員：精神疾患の薬は近年高価なものがあり、治療の必要性から、医療機関は患者の方へ自立支援医療制度の利用について説明している。その際には、精神障害者手帳も含めて、広く支援制度を案内している。

精神疾患の方が増えているのではなく、治療が変わってきたことで制度の利用者が増えたことが考えられるのではないかと。

委員：障害者手帳所持者は、鉄道運賃や映画の割引などが受けられるメリットがあるが、取得を勧められると差別を感じて抵抗する方もいる。

委員：最近、身体と精神両方の障がいのある方が、障害福祉サービスの就労支援を利用するケースが増えてきている。

精神障がい者を対象とした事業所の設備では、身体障がいのある方の受け入れが難しいことがある。こうした場合の受け入れに対する支援が何かあるのか。

事務局：来年度からの事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けまして、調査研究をしていきたい。

委員：厚生センターでは、難病や特定疾患等の医療費助成申請時に、避難行動要支援制度の利用アンケートを行っている。この制度が周知されてきたこともあり、抵抗なく申請を希望され、移動困難者として災害が発生したときの支援を求めている方も見受けられる。

在宅の人工呼吸器利用児の家族の中には、行政へ支援の要望を発信することに戸惑いを感じている方もいる。昨年、厚生センターと家族が個別支援計画を作成し、電源の確保や機材の搬出について検討した。

今後も、こうした取り組みに対する関係機関の協力をお願いしたい

委員： 支援ニーズに対応していくことは、差別をなくすことにつながる。

車いすを利用している人は、足踏み式の消毒が使えず、机の下に棚があると会議机にスムーズに入れられないなど、まだまだ口に出さないと周りに気づいてもらえないことがある。これは、間接的な差別かもしれない。こうした当事者の意見をぜひ聞いていただきたい。

事業者の合理的な配慮が来年 4 月から義務化されるが、自分でうまく発言できない、遠慮する、言っても仕方がないと感じている多くの当事者へ、どのように声掛けをして意見を引き出すことができるかによって、この法律がうまくいくかどうか決まってくるのではないか。

日ごろから、差別に対するチェックを行い普及・啓発活動を行うことが、合理的配慮につながる重要なことではないか。